

告 示

埼玉県告示第四百二号

平成三十一年埼玉県告示第四十号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司